

第1回福井交通圏・武生交通圏タクシー準特定地域協議会 議事概要

日時：平成26年2月18日(火) 13:30～15:10

場所：プランカ 1階ヒュールホール

1. 開会

2. 出席者紹介

別紙出席者名簿のとおり

3. タクシー「サービス向上」「安心利用」推進法について

タクシー「サービス向上」「安心利用」推進法について中部運輸局谷川自動車交通部長より「資料1」に基づき説明。

4. 福井交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱(案)について

武生交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱(案)について

事務局より「資料2」に基づき、設置要綱(案)を説明。

異議なく承認

5. 福井交通圏タクシー準特定地域協議会会長の選出について

武生交通圏タクシー準特定地域協議会会長の選出について

会長の人選について中部運輸支局より「協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる」とあり、さらに「学識経験者をもって充てることを基本とし」との考え方に基づき、『福井大学大学院工学研究科 川本義海先生』を会長に推薦し承認

6. 議事

運賃の範囲の指定に関する通知について

中部運輸局より「資料3」に基づき、公定幅運賃の範囲の指定に関して説明。

運賃の範囲の指定に関しては、この場では決議せず『持ち帰って検討』とし、各委員から意見集約のうえ、書面議決を行う旨決議。

なお、意見がある場合は、2月21日までに一般社団法人福井県タクシー協会あて意見書を提出。そのあと、書面決議を経て中部運輸局へ意見書を提出する。

【意見・質疑等】

○ 福井県個人タクシー協同組合 中村委員、鯖江タクシー(株) 清水委員

指定された公定幅運賃について、初乗運賃及び加算運賃を変更せず現状のままでいいのか。また、現在、自動認可運賃のB運賃を適用しているが、公定幅運賃のD運賃を適用した場合タクシーメーター器は替えなければならないのか。

○ 中部運輸局

加算の誤差が1mであっても、公定幅運賃の届出が必要。今回の運賃改定は消費税引き上げに伴う改定なので、基本的には消費税を転嫁しなければならない、その上で公定幅のなかであれば個々の自由意思で初乗運賃変更の申請も可能です。しかし申請をすればメーター器を替えなくてもよいということではない。

○ 嶺北個人タクシー協同組合 前田委員

現在の初乗運賃は620円ですが、650円にすることは可能か。

○ 中部運輸局

可能です。

○ 越前市自治連合会 上嶋委員

代行運転はタクシー会社と一般代行業者が行なっているが、料金に幅がありすぎる。代行料金の設定はどうなっているのか

一般代行業者は事故が多く、タクシー会社が行なっている代行は安全で安心だということを広くアピールする必要がある。

○ 中部運輸局

タクシー代行と一般代行は違いがあることをPRしていきたい。意見をまとめて協議会にて報告いただき検討して、行政と、今後の課題として取り組んでいただきたい。

7. その他

交通圏における供給輸送力の減少状況、今後のスケジュールについて、事務局より説明

【説明概要】

(1) 福井交通圏と武生交通圏の供給輸送力の減少状況

福井交通圏

・特定地域指定時の車両数	638両
・減車・休車の実施車両数	66両
・現在の車両数	572両
・減車休車の削減率	10.34%

武生交通圏

・特定地域指定時の車両数	90両
・減車・休車の実施車両数	3両

・現在の車両数	87両
・減車休車の削減率	3.33%

(2) 今後のスケジュール

本日、「運賃の範囲の指定に関する通知」がありましたが、書面決議となっていますので、意見がある場合は、平成26年2月21日までに本協議会の事務局となっています、一般社団法人福井県タクシー協会あてご意見をお願いします。

書面決議を経て、平成26年2月27日までに意見書を中部運輸局あて提出させていただきます。そのあと、平成26年2月28日に中部運輸局より公定幅運賃として公示され、準特定地域のタクシー事業者は公定幅運賃の中から選択し中部運輸局に届出をし、平成26年4月1日より各社公定幅運賃により実施する予定となっています。

8. 閉会